

代表者名	早川 正明	所管部課名	福祉保健部障害福祉課
所在地	秋田市千秋久保田町6番6	設立年月日	昭和44年7月26日

【沿革、及び、県の出捐理由】

角膜移植術により視力障害者の視力回復を資するとともに、失明予防に関する知識の普及向上を図るため、全額県の出捐で身体障害者更生相談所内に設置。

【出捐者】(15年度当初)

区分	団体数	出捐額	構成比
秋田県	1	1,000	100.0
市町村			
その他			
計	1	1,000	100.0

【事業】

主たる業務

- 1 献眼者の募集及び登録
- 2 眼球の摘出及び斡旋
- 3 視力障害の啓蒙普及活動の促進

事業実績

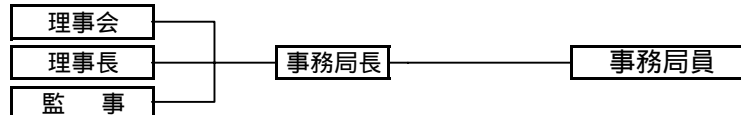
事業名等	12年度	13年度	14年度
献眼登録者数	9,165	9,217	9,460
献眼者数	3	7	3
提供眼球数	6	13	5

14年度事業概要、及び、15年度事業計画・目標

13年度事業概要	14年度事業計画
1 献眼者の募集及び登録	1 献眼者の募集及び登録
2 眼球の摘出及び斡旋	2 眼球の摘出及び斡旋
3 視力障害の啓蒙普及活動の促進	3 視力障害の啓蒙普及活動の促進
	4 賛助会員の加入促進

【組織】

運営機構



役員数

	理	事	監	事
常勤		0		0
内、県OB				
非常勤		10		2
内、県OB		1		1
内、県職員				
計		10		2
内、県関係者		1		1

職員数

	人数	備考
正職員	1	平均年齢
内、県OB		55.1歳
派遣職員		
内、県職員		
臨時・嘱託		正職員
内、県OB		平均勤続年数
計	1	20.2年
内、県関係者		

【財務】

損益状況(14年度)

	金額
経常収入 A	5,249
受託事業収入	
補助金収入	2,849
自主事業収入	540
運用益収入	23
その他	1,837
経常支出 B	6,059
人件費	3,109
その他	2,950
経常損益 C = A - B	-810
経常外収入	
経常外支出	
当期損益	-810

財務状況(14年度末)

	金額	構成比
流動資産	314	3.4
固定資産	8,875	96.6
資産計	9,189	100.0
流動負債		
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
引当金等		0.0
負債計	0	0.0
基本金	1,000	10.9
剰余金	8,189	89.1
資本計	9,189	100.0
負債・資本計	9,189	100.0

県の損失補償額	県の債務保証額

退職給与引当状況	要支給額	引当額	引当率
	1,626	1,626	100.0%

【県の財政支出】

	12年度	13年度	14年度	対象事業概要等
補助金	2,635	3,335	2,529	眼球斡旋事業に対する事業費補助等
委託費				
貸付残高				

1 主な経営指標

項目		単位	1 2 年度	1 3 年度	1 4 年度	12-13増減	13-14増減
健全性	自己資本比率	%	89.26	85.21	82.30	4.05	2.90
	借入金依存率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	流動比率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収益性	剰余金（ 欠損金 ）	千円	10,090	7,519	6,563	2,571	956
	経常利益率	%	42.92	6.23	15.43	36.69	21.66
	総資本利益率	%	26.94	3.44	8.81	23.50	12.26
発展性	経常収入額	千円	7,798	5,519	5,249	2,279	270
効率性	総資本回転率		0.63	0.55	0.57	0.08	0.02
	職員 1 人当たり経常収入	千円	7,798	5,519	1,750	2,279	3,769
	人件費比率	%	38.37	56.21	59.23	17.84	3.02

2 経営目標の達成状況

経営目標			1 2 年度	1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度
経営改善指標	目標					
	実績					
事業成果指標	目標					
	実績					

3 経営状況及び課題、経営目標の達成状況についての自己評価

事業運営に関わる財源のほとんどを寄付金と県からの補助金で賄っているが、経営基盤が極めて脆弱であることから、寄付金の一層の増収に努める必要があり、一般県民や各企業、団体に対する角膜移植に関する理解を深めるための啓発・普及活動を強化することが求められている。

このため、(財)秋田県臓器移植推進協会との統合などを通じ、事務事業の効率化及び活動強化のための体制を整えることが課題となっている。

4 総合評価

概ね安定した経営内容	一層の努力を要する経営内容
(財)秋田県臓器移植推進協会との統合に向け、適切な事務処理について配慮しておく必要がある。	